

## 原文

十刹について不正確である。

なんそう 南宋の寺院制度をまねて京都・鎌倉に五山・十刹の制を設けた。そして相国寺鹿苑院主を僧録司に任じて、五山をはじめとする

## 修正文

十刹について不正確である。

なんそう 南宋の制度をまねて京都・鎌倉に五山, 地方の寺院もあくめて十刹という寺院制度をととのえた。そして相国寺鹿苑院主を僧録に任じて、五山をはじめとする